子ども支援学研究会 2022.8

「こども基本法制」で何が変わるか? ローカルの視点から考える 一私たち市民はこども基本法制の実現をどう評価し、どうかかわっていくのか一

国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所 公益社団法人子ども情報研究センター

本研究会は「子ども支援」をテーマに 2005 年から始まり、毎年 2 回開催してきました。 この 17 年、本研究会は一貫して、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか――その アプローチを明らかにすることを目的に取り組んできました。

昨年度は、7月に子ども基本法とは何か? ローカルの視点から問う——との問題意識から、 荒牧重人さんの基調講演を受けて議論してきました。これをステップに 12 月には、子どもの権 利条例で「子どもにやさしいまち」をどう創るか——をテーマに、泉南市子どもの権利条例の 10年に及ぶ取り組みを報告して頂き、研究討議を深めました。

そうこうするうちに今夏、既に国では「こども基本法」および「こども家庭庁設置法」等による「こども基本法制」が成立しています。私たちはかつて、子どもの権利条約に伴う立法として「子どもの権利基本法」の制定を求めてきましたが、しかし実現されることなく四半世紀が経過しました。いまその文脈をも改めて踏まえつつ、この「こども基本法制」を、引き続きローカルの視点から、すなわち地方自治と市民社会の視点から問い直し、これから私たちは「地域・市民社会における子ども支援をどう進めるか」ともに考えていきたいと思います。

□日 時 2022 年 8 月 20 日(土) 13:30~16:30 (受付 13:00 から)

- 口会 場 HRC ビル5階ホール(裏面地図参照) およびオンライン配信
- ロテーマ 「こども基本法制」で何が変わるか? ローカルの視点から考える
- □内 容

基調講演 (仮題)「こども基本法制の成立とその意義をどう捉えるか」 野村 武司 (東京経済大学教授/子どもの権利条約総合研究所副代表)

指定討論 (1)「こども基本法」を精読してみました。

横井 真(京都市社会福祉協議会 地域支援部部長)

(2)「こども家庭庁設置法」を精読してみました。

田中 文子(公益社団法人子ども情報研究センター理事)

(3) 地方自治と市民社会の視点から問いかけます。

足立 須香(一般社団法人ひとことつむぐ代表理事)

質疑と討議 コーディネーター 吉永 省三 (公益社団法人子ども情報研究センター理事) 浜田 進士 (子どもの権利条約総合研究所)

口参加方法・お申込み

①会場参加 定員 30 人: メール・電話・FAX にてお名前・電話番号・会員種別をお知らせ頂きお申込みください。

②オンライン参加 定員 100 人:

右の QR コードより Peatix イベントページにアクセスし、 チケット申込み手続きにお進みください。

口参 加 費 800円 (子ども情報研究センター正会員600円)

会場参加の方は当日受付でお支払いください

口申込締切 8月16日(火)

◆アクセス◆

HRC ビル 大阪市港区波除 4-1-37

- ・ JR環状線「弁天町」駅北口より 600m(徒歩8分) (エレベーターご利用の場合は「弁天町」駅南口から)
- ・大阪メトロ中央線「弁天町」駅 4番出口より 700m(徒歩 10分)
- ・休日は、ビル入り口の自動扉が開きません。案内掲示にしたがい、通用口あるいはスロープからお入りください。
- ・車いす用トイレは9Fにあります。多目的トイレ(簡易ベッド付き)は、当ビルにはございません。



- ・入場時にはマスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。
- ・発熱などの症状のある方は参加をお断りする場合があることをご了承ください。
- ・咳やのどに痛みがあるなど、体調不良時のご参加はお控えください。

【お問い合わせ】

〒552-0001

大阪市港区波除 4 丁目 1 番 37 号

電話: 06-4708-7087 FAX: 06-4394-8501

E-mail: <u>kenshu@kojoken.jp</u>

公益社団法人子ども情報研究センター

事務局 中村